

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月27日（水） 8時57分から9時39分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員 （16人）
4. 欠席委員 （ 0人）
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
 - 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案3 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 9 議案4 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第3回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。伊藤委員より遅刻の連絡がありましたので、報告いたします。 議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に2番野崎委員、4番長谷川委員を指名いたします。 議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。 議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。 報告第1号については、報告済承認とします。
議 長	事日程5番、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明します。 滝川の農地の耕作をしている農地所有適格法人については、市外の法人も含め26団体あり、農地法第6条の規定により事業の状況やその他農林水産省で定める事項を農業委員会に報告し、事務局決裁を行ってき

議 長	たところですが、北海道農業会議よりその際に法人の要件確認は農業委員会総会で確認する旨説明があったことから総会報告議案として取扱いしています。 滝川市内の農地で耕作を行っている、令和5年以降開設した新規法人を除く24法人に通知を出し、その内23法人より報告がありましたのでその報告内容について説明いたします。なお、年度内に未提出の法人については法律改正があり、農地法第68条の規定に基づき過料の手続に移行することになります。未提出の1法人には通知し、再度提出依頼をしております。 別紙をご覧ください。要件確認のポイントとして①耕作面積、農地の権利を持ち営農しているかの確認、②形態要件、定款の確認、株式譲渡に対して会社の承認が必要であることの確認、③事業要件、農業以外の事業を行っているか、農業以外の売り上げが50%を超えると要件を満たさなくなります。④構成員要件、出資者の確認、構成員要件を満たし且つ出資している者が議決権の50%以上であること。⑤業務執行役員要件、役員の過半に該当する者が出資者であり、且つ150日以上農業に従事していること。以上5件について確認したところ、調査した段階で要件非該当になる法人が1件、については、出資者（株主）が親会社の株式会社のみで該当していないのですが、元々農地法第3条第3項に該当する法人で、貸借のみなので問題はありません。は江部乙町で南瓜栽培を始めた新規法人で、売上が当初出ないであろうことを想定して経営している帯広の焼鳥屋の売上と十勝地方の農業の作業受託を合同会社の事業としているので、純粋に滝川での農業収入は土が悪く雑草が想定以上に伸び、鹿等の害獣に荒らされ収穫がほとんどなかったこともあり、7万円程度ですが、十勝地方の農作業受託は、農業の関連事業であることから農業の売上が50%以上になるので要件該当となります。以上、報告いたします。 説明が終わりました。13番と16番を除く22件について、質疑、意見を求めます。
-----	---

議 各 委 員	長	(なしの声あり)
		質疑、意見を終了いたします。報告第2号、13番及び16番を除く22件については、報告済の承認とします。13番の農地所有適格法人の定期報告については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退室をお願いいたします。
		(委員9:10退室)
議 各 委 員	長	13番の報告について、質疑、意見を求めます。
		(なしの声あり)
議 各 委 員	長	質疑、意見を終了いたします。13番の法人については、報告済の承認とします。委員の入室をお願いいたします。
		(委員9:11入室)
議 各 委 員	長	次に16番の農地所有適格法人の定期報告については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退室をお願いいたします。
		(委員9:11退室)
議 各 委 員	長	16番の報告について、質疑、意見を求めます。
		(なしの声あり)
議 各 委 員	長	質疑、意見を終了いたします。16番の法人については、報告済の承認とします。委員の入室をお願いいたします。
		(委員9:12入室)
議 各 委 員	長	議事日程6番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第1号、農地法第18条第6項に基づく届出について説明します。今月は中途解約1件です。
		1番、北滝の川 番、現況「田」15,787㎡、さんとさんの解約です。耕作者のさんが農地集約のため今後国道12号線より東側の遠い農地を手放していく方向のため解約するものです。来季からは近隣耕作地の農業者が耕作する予定です。以上で説明を終わります。
議 各 委 員	長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
		(なしの声あり)

議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号については、原案のとおり決定いたします。
	議事日程 7 番、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件です。
	1 番、緑町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、転用面積 284 m ² 。譲受人 さん。第一種中高層地域内です。転用目的は、駐車場、雪堆積場の造成です。別添資料 20 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。
	2 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 334 m ² 、第一種住居地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。別添資料 21 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。
	以上、周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については、原案のとおり決定いたします。
	議事日程 8 番、議案第 3 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の

		承認について説明いたします。今月は新規貸借権設定が1件です。
		1番、北滝の川 番、現況「田」15,787 m ² 、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は5年、10a 当りの賃借料は7,000 円です。 さんの解約の後、来季より近隣耕作者の さんが耕作します。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了します。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第3号については、原案のとおり決定いたします。
		議事日程9番、議案第4号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第3号、現況証明願について説明いたします。今月は1件です。
		1番、二の坂町 番、登記地目「田」、面積は1,912 m ² 。現況「雑種地」として利用されています。所有者は、 さんです。現況については備考欄のとおり、3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。
		以上審議のほどよろしくお願いいたします。
		(伊藤委員9：30入室)
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了します。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第4号については、原案のとおり決定とします。
		本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
		(各推薦委員から事務連絡あり)

議	長	その他、事務局からお願いいたします。
		(行事予定について資料に基づき報告)
議	長	第４回総会は１０月２８日１４時００分からということで決定します。
		以上をもちまして、第３回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。
		皆さんご苦労さまでした。（９：３９）